

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設		排出基準 (ガス状水銀+粒子状水銀) $\mu\text{g}/\text{N m}^3$	
			新設	既設
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	石炭専焼ボイラー及び 大型石炭混焼ボイラー		8	10
	小型石炭混焼ボイラー		10	15
	石炭ガス化複合発電施設		8	10
非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及 び工業金）製造に用いられ る精錬及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金	15	30
		鉛又は亜鉛	30	50
	二次施設	銅	50	300
		鉛又は亜鉛	50	400
		工業金	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉／産業廃棄物焼 却炉／下水汚泥焼却炉)		30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等		50	100
セメントクリンカーの 製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉		50	80

施設の規模、要件についてはお問い合わせください。